

熊労発基0707第3号

令和2年7月7日

公益社団法人熊本県建築士会長 殿

熊本労働局長



建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の改正について（周知依頼）

平素より労働安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

建築物の通常の使用状態における石綿含有建材に関する調査に加え、建築物の解体又は改修の作業の前に行う石綿含有建材の使用状況に係る調査（以下「事前調査」という。）に必要な知識も含む総合的な専門知識を有する者を育成するため、厚生労働省、国土交通省及び環境省が連携し、平成30年10月に建築物石綿含有建材調査者講習登録規定（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号。以下「登録規定」という。）を定め、公正に正確な石綿含有建材の調査を行うことができる建築物石綿含有建材調査者の育成を図ってきたところです。

今後、石綿含有建材が使用されている建築物の解体・改修の工事（以下「解体等工事」という。）の件数の増加が見込まれる中、その件数の増加が特に多く見込まれる一戸建ての住宅又は共同住宅の住戸の内部（以下「一戸建て住宅等」という。）に係る建築物石綿含有建材調査者講習と同等の知識・技能水準を付与できるよう留意しつつ、一戸建て住宅等に係る石綿含有建材の調査に関する留意事項、事例等に特化した講習（以下「一戸建て等調査者講習」という。）が令和2年7月1日に新設されました（別紙1参照）。

当該一戸建て等調査者講習の新設を通じて、公正に正確な調査を行うことができる者の育成をより一層図ってまいりますので、石綿の調査に関連する業務に従事する者等に対する一戸建て等調査者講習を含めた建築物石綿含有建材調査者講習の修了者の積極的な活用について、御協力をお願いします。

なお、建築物石綿含有建材調査者講習の修了者は、令和2年7月1日に公布された石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第134号）による改正後の石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）及び関連告示において、適切に事前調査（建築物に係るものに限る。）を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものとして位置づけられ、当該事前調査は当該者に行わせなければならないことと規定される予定となっております（別紙2参照）。また、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）においても、大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年法律第39号）



の施行に伴い、建築物石綿含有建材調査者講習の修了者が大気汚染防止法に基づく解体等工事に係る事前調査を行うことを義務付ける方向で検討が進められていますので、あわせて御了知ください。

つきましては、会員事業場等に対し、下記を周知いただくとともに、今後もより一層の石綿対策に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 一戸建て等調査者講習の新設等

厚生労働省の「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会」における議論及びその報告書（令和2年4月14日公表）に記載された内容を踏まえ、今後、石綿含有建材が使用されている建築物の解体等工事や事前調査の件数の増加が見込まれる中、その件数の増加が特に多く見込まれる一戸建て住宅等については、材料・規模・用途から調査対象となる材料の種類等が限定されること、一戸建て住宅等の解体等工事のみを取り扱う事業者が一定程度存在することから、一戸建て住宅等に係る事前調査を行う者を要請するため、既存の建築物石綿含有建材調査者講習と同等の知識・技能水準を付与できるよう留意しつつ、一戸建て住宅等に係る石綿含有建材調査に関する留意事項、事例等に特化した講習を新設し、併せて、一戸建て等調査者講習について、受講要件、講義の講師の要件等を規定しました（別紙1参照）。また、一戸建て住宅等における建築物石綿含有建材調査を行う者で、一戸建て等調査者講習を受講し、かつ、筆記試験による修了考査に合格した者の名称を、「一戸建て等石綿含有建材調査者」としました。

2 建築物石綿含有建材調査者の名称変更

既存の建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、かつ、筆記試験による修了考査に合格した者の名称を、「建築物石綿含有建材調査者」から「一般建築物石綿含有建材調査者」に変更しました。

以上

熊本労働局労働基準部健康安全課

〒860-8514 熊本市西区春日2-10-1

熊本地方合同庁舎A棟9階

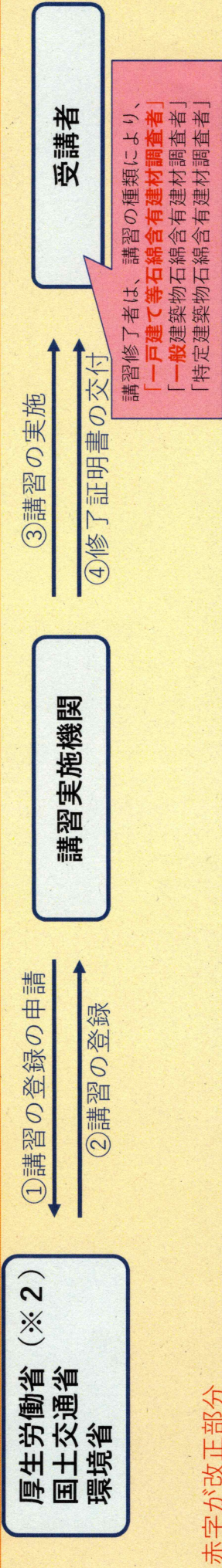
担当 労働衛生専門官 川田浩平

電話 096-355-3186

○一戸建て住宅又は共同住宅の住戸の内部（※1）（以下「一戸建て住宅等」という。）の調査を行う者に必要な知識に係る講習（一戸建て等石綿含有建材調査者に係る講習）を新設し、講習の方法等、受講資格、修了者の位置づけ等を定める。

（※1）一戸建て住宅及び共同住宅（長屋を含む。）の住戸の専有部分を指す。共同住宅の住戸の内部以外の部分（ベランダ、廊下等の共用部分）や、店舗併用住宅は、含まれない。

講習の登録制度



講習の種類	特定建築物石綿含有建材調査者に係る講習	一般建築物石綿含有建材調査者（改正前の建築物石綿含有建材調査者）に係る講習	一戸建て等石綿含有建材調査者に係る講習
講習の方法等	講義（11時間）、実地研修、筆記試験及び口述試験	講義（11時間）及び筆記試験	講義（7時間）及び筆記試験
受講資格	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等 右記の者のうち、建築物石綿含有建材調査に関し一定の実務経験を有する者	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等 石綿作業主任者技能講習の修了者	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等 石綿作業主任者技能講習の修了者
修了者の位置づけ	特定建築物石綿含有建材調査者	一般建築物石綿含有建材調査者（改正前の建築物石綿含有建材調査者）	一戸建て等石綿含有建材調査者
講習において対象とする石綿含有建材	全ての建築物の全ての材料（レベル1，2，3建材を含む） ：建築物の通常の使用状態における調査を想定	全ての建築物の全ての材料（レベル1，2，3建材を含む） ：建築物の通常の使用状態における調査及び法令（※3）に基づく解体等工事の事前調査を想定	一戸建て住宅等に係る全ての材料（レベル1，2，3建材を含む） ：建築物の通常の使用状態における調査及び法令（※3）に基づく解体等工事の事前調査を想定

（※2）登録手続は、講習事務を行う主たる事務所がある都道府県の労働局で実施。
（※3）大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）